

接続ルールの見直しに関する意見書

平成12年12月4日

電気通信審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 163-8003

(ふりがな) どうきょうとしんじゅくにししんじゅく

住 所 東京都新宿区西新宿2-3-2

(ふりがな) かぶしがいしゃ

氏 名 株式会社ディーディーアイ

おくやま ゆうさい

代表取締役社長 奥山 雄材

(連絡先) 社長室 企画部 課長 大川 宏

電話番号:03-3347-7090

メールアドレス:okawa@kddi.com

一次答申草案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

「接続ルールの見直しについて」の一次答申
草案に対する弊社意見等

平成 12 年 12 月 4 日

株式会社ディーディーアイ

目 次

はじめに

1. 指定電気通信設備の範囲 P.2
 - (1)相互接続協定の在り方
 - (2)利用者料金設定権
 - (3)光ファイバ設備の扱い
 - (4)中継伝送路設備等の扱い
2. 光ファイバ設備の細分化 P.8
3. 接続料と利用者料金との関係 P.11
 - (1)接続量と定額的な利用者料金等の水準
 - (2)事業者向け割引料金(キャリアズレート)の拡大
4. その他 P.13
 - (1)接続関連費用の負担の考え方
 - (2)接続制度の定期的な見直し
 - (3)東西NTTの業務範囲の拡大

はじめに

- 今回の「接続ルールの見直しについて」に関する一次答申草案につきまして、透明性を確保するために広く事業者に対して意見聴取を行っていただいた郵政省及び電気通信審議会の方々に対し、深く感謝申し上げます。
- 今回の一次答申草案は、今後、いっそうの接続の円滑化と通信市場の発展を実現させるものであると考えますが、更なる接続の円滑化と通信市場の発展を実現させ、ひいてはお客様の利便性を向上させるため、以下に意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

1 指定電気通信設備の範囲 ～(1)相互接続協定の在り方～

原案

第Ⅱ章 指定電気通信設備の範囲

第1節 移動体通信事業者の設備の扱い

3 考え方

(3) 移動体通信市場における市場支配力等に着目したルール

- ⑤ 一方で、市場支配力を有さない事業者間の接続については当事者間での交渉力の差も市場支配力を有する事業者との交渉の場合と比べて顕著ではないと考えられると共に、手続きの簡素化は自由なビジネス展開を促進することが期待されることから、現行において個別協議の上で接続協定を締結し、認可を受けている制度を、一定の条件の下で届出制とし、規制緩和を行うべきと考えられる。

【第一次答申(草案) ～P.14～】

弊社意見等

- 移動体通信市場における事業者間に限らず、電気通信市場における支配的事業者以外の接続協定は、全て届出制であるべきと認識しております。
- また、お客様へのサービスを敏速に対応するためにも、届出制につきましては、何らかの期日を設定した事後届出を可能とし、算定根拠につきましては不要とさせていただきたいと考えます。

1 指定電気通信設備の範囲 ～(2)利用者料金設定権～

原案

第Ⅱ章 指定電気通信設備の範囲

第1節 移動体通信事業者の設備の扱い

3 考え方

(5) 料金設定権の考え方

- ② 現状では、利用者料金の設定をどの事業者が行うかは、事業者間の協議によって決められることが一般的なルールとなっており、移動体通信分野における現在の料金設定についても定着していると考えられ、現時点では、事業者間のこのような協議の結果を尊重することにも理がないとは言えないと考えられる。

【第一次答申(草案) ～P.16～】

弊社意見等

- 移動体通信分野において既に定着している事業者間の協議結果を尊重することに賛同いたします。
- なお、NTT東西両地域会社による事業領域を超えた移動体着信通話の料金設定は、日本電信電話株式会社法により規制されているものと理解しております。(本件につきましては、別途、NTTの在り方等と併せて、「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての特別部会」において詳細に検討させていただくものと理解しております。)

1 指定電気通信設備の範囲 ～(3)光ファイバ設備の扱い(1/3)～

原案

第Ⅱ章 指定電気通信設備の範囲

第2節 光ファイバ設備の扱い

3 考え方

(2) 光ファイバ設備への長期増分費用方式の適用について

③ 長期増分費用方式の適用が行われない部分については、少なくとも当面は、透明な手続の中で、実際費用方式による適正な原価算定をおこなうこととする。

今後長期増分費用方式の導入の可否も検討されていくと考えられるが、光ファイバ設備が今後設備投資されていくという点に鑑み、光ファイバ設備に対する相当期間の需要動向が十分見込める状況になって、かつ、事業者の新規投資へのインセンティブを失わせないことに留意してその適用の是非等を判断していくことが望ましい。

【第一次答申(草案)～P.20～】

弊社意見等

- 今後のITの普及は、ユーザ料金の価格によって最も左右されと考えられますが、そのユーザ料金は、ファイバコスト(敷設工事費を含む)が大部分を占めているため、今後ファイバコスト(敷設工事費を含む)を最小限にしていき、ユーザ料金を可能な限り低廉化していくことが重要であると考えます。
- 従って、長期増分費用方式の適用が行われない部分についても、非効率性を排除するために、長期増分費用モデル研究会の場でモデルを検討し、速やかに長期増分費用モデルを導入すべきと考えます。
- また、長期増分費用モデルが適用されるまでの実際費用方式で算定する場合でも、既存インフラ(管路等)を利用することによるインフラ投資コストを除く算定方法、将来需要を見込む算定方法等により、可能な限り低廉なコスト算定を行う必要があると考えます。
- 次頁に、現状の光ファイバを敷設する際の世間相場的な投資コストから利用料金を推定したものを提案します。

1 指定電気通信設備の範囲 ～(3)光ファイバ設備の扱い(2/3)～

弊社の意見等

●光ファイバ設備のアンバンドル料金イメージ

(前提)

- ・現状一般的に光ファイバを敷設する場合の投資額から試算
- ・管路・とう道・電柱等のインフラ設備については、既存設備利用の観点から投資額を除いている
- ・NTT局からユーザ宅までの距離を約2.25kmとして試算

・トロップケーブル
・引き込みBOX
・工事費 等
を見込む

	き線点まで試算	き線点～電柱	電柱分岐少数区間	電柱～ユーザ宅内	
(1) 芯線単価の想定	1000芯敷設を仮定	1000芯添架を仮定	300芯添架を仮定	乗込み費用(50mと仮定)	
①創設費	6,600,000 円/Km	8,700,000 円/Km	8,600,000 円/Km	15,000 円/世帯	
②年経費(①×20%)	1,320,000 円/年	1,740,000 円/年	1,720,000 円/年	3,000 円/年	
※20%は、償却費比率+その他経費比率を想定					
③単位賃料(②/芯線数/1000m/12ヶ月)	0.110 円/m・月・芯	0.145 円/m・月・芯	0.478 円/m・月・芯	250 円/月	
(2) FTTHファイバモデルの想定	1500mと仮定	500mと仮定	250mと仮定	50mと仮定	合計
④月額利用料の想定(③×各区間距離)	165 円/月	73 円/月	119 円/月	250 円/月	607 円/月

<結果>

加入者区間の月額料金は、約600円強程度となる。

芯線単価としては、約2円/年・m程度となる。(各区間の月額料金の合計(乗込み除く)を2.2kmで除して算出)

※インフラコストの反映を見込むか否かについては、今後検討する余地があるが、既存インフラ利用の観点からは見込んだとしても少額程度である。よって、本試算結果に若干の上乗せ程度の料金にて提供して頂くことが可能と思われる。

注意) 本試算は、あくまでも想定される範囲での設備構成・投資額にて算定を行っております。

1 指定電気通信設備の範囲 ～(3)光ファイバ設備の扱い(3/3)～

原案

第Ⅱ章 指定電気通信設備の範囲

第2節 光ファイバ設備の扱い

3 考え方

(3) 光ファイバ設備を接続の為に設置する義務について

② 一般論で言えば、光ファイバ設備が既に存在する場合には、接続請求に応じる義務があり、光ファイバ設備が存在しない場合にはそのような義務はないと考えることが妥当である。

【第一次答申(草案)～P.21～】

3 考え方

(1) 光ファイバ設備を指定電気通信設備とすべきか否かについて

①・加入者回線を現に設置している事業者は、その設備の敷設のための建物や管路、とう道、電柱などの基盤となる設備を保持していることから、加入者回線の公開や異なる設備との入れ替え等を他の事業者が新たに設置する場合よりも遥かに容易に行うことが出来る。

【第一次答申(草案)～P.18～】

弊社意見等

- 第一次答申(草案)P18の「光ファイバ設備を指定電気通設備とすべきか否かについて」の考え方にもあるように、ラストワンマイルのインフラを所有するNTTが、他の事業者より遥かに容易に光ファイバを設置できる状況にあります。
- 一方で今後のIT革命の成否は、全事業者がいかに需要喚起をおこなっていくかにあると考えます。
- 以上のことから、光ファイバ設備が存在しない場合に接続の義務がないことは、光ファイバ設備を指定電気通信設備とすることを形骸化させるだけでなく、IT時代の推進を妨げるものとなると考えます。
- 従って、現状光ファイバ設備が存在しない区間においては、NTT東西両地域会社が事業者要望を受け入れ、より早く・低料金等の好条件で提供するルールを策定していただき、敷設した光ファイバ設備については、接続の義務を課していただきたいと思います。
- また、空き容量、リザーブ等に関するルールにつきましても、なんらかのルールを設ける必要があると考えます。

1 指定電気通信設備の範囲 ～(4)中継伝送路設備等の扱い～

原案

第Ⅱ章 指定電気通信設備の範囲

第3節 中継伝送路設備等の扱い

3 考え方

- (1) 設備のボトルネック性は、本来指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者がその設備をどのような役務に用いているかとは無関係に判定されるべきであり、役務の種類とは切り離して、ボトルネック性の有無を検討することが適当である。
- (2) ①端末系交換等設備、②中継系交換等設備、③市内伝送路設備、④中継系伝送路設備、⑤情報の管理・役務の制御を行うための設備、及び⑥その他の不可欠設備について、以下の理由等で、役務に関わりなく設備自体にボトルネック性が認められることから、基本的に指定電気通信設備と位置付けることが適当と考えられる。

【第一次答申(草案)～P.24～】

弊社意見等

- 中継伝送路設備等の扱いに関して賛成致しますが、①～⑥の設備について答申草案通り、役務に関わりなく設備自体にボトルネック性が認められた場合であっても、従来通り長期増分費用方式によって接続料は算定されるものと理解しております。

2 光ファイバ設備の細分化(アンバンドル)(1/3)

原案

第三章 光ファイバ設備の細分化(アンバンドル)

3 考え方

(2) 光ファイバ設備のアンバンドルが制度的に確率されるためには、①光信号の伝送に係る主配線盤等における技術的条件が接続約款に記載されると共に、②端末系伝送路設備と中継伝送路設備の双方について接続料が接続約款に明示されることが必要であり、そのための郵政省令の改正が早急に行われる必要がある。

【第一次答申(草案)～P.28,P.29～】

弊社意見等

- 光ファイバ設備の細分化に当たっては、①NTT局CTFから加入者区間、②NTT局間に加え、NTT局外の任意区間についても提供可能として頂きたいと考えます。
- 事業者の自助努力により光ファイバ設備を構築する場合であっても、物理的に設備構築ができない区間(橋梁区間等)もあり、その場合は特定区間のみ提供を要望するケースがあると考えます。
- このような局外の任意区間であっても、既設のクロージャ等を介するなど運用面でも支障がない範囲であれば提供に関しても全く問題ないことから、今回の接続ルールの見直しの際に、担保していただきたいと考えます。

2 光ファイバ設備の細分化(アンバンドル)(2／3)

原案

第三章 光ファイバ設備の細分化(アンバンドル)

3 考え方

(4) その際の接続料については、NTT東日本・西日本より光ファイバ設備について地域毎に異なる料金を設定することの可能性につき意見が出されており、その是非についても引き続き審議会において検討していく必要があるが、検討の結論が出る迄の間は、現行ルールに則って地域毎に差を設けない均一料金とすべきである。

【第一次答申(草案)～P.29～】

弊社意見等

- NTTの光ファイバ設備の提供を受けた場合、地域毎に料金水準が異なるとユーザ料金策定に関し影響があると考えます。
- ユーザに対しても安定的な料金で提供を行うためにも、それぞれ東西NTT地域会社の範囲内では、地域毎に料金差を設けない均一料金とするべきであると考えます。

2 光ファイバ設備の細分化(アンバンドル)(3／3)

原案

第三章 光ファイバ設備の細分化(アンバンドル)

3 考え方

(5) NTT東日本・西日本においては、接続事業者において光ファイバ設備との接続が速やかに行えるエリアを把握できるように、光ファイバ設備の敷設状況に関する情報開示を速やかに行う必要がある。併せて、これに関して必要なルールの作成に向けて、今後広く意見を徴して取組みを行うべきである。

【第一次答申(草案)～P.29～】

弊社意見等

- 基本的に賛成致します。
- 公正競争を促進するために、NTT東西両地域会社が所持する光ファイバ設備は、NTTグループ内外に係らず、非差別的に取扱われることが重要であると考えます。
- 従って、NTT東西両地域会社が所持する光ファイバ設備につきましては、不透明に取扱われないためにも、IRU等の個別契約は容認しがたいと考えます。

3 接続料と利用者料金との関係 ～(1)接続量と定額的な利用者料金等の水準～

原案

第IV章 接続料と利用者料金との関係

第1節 接続料と定額的な利用者料金等の水準

3 考え方

(1)

・接続料の水準と利用者料金の水準との関係については、接続料がいわば「卸売的料金」であり、利用者料金が「小売の料金」であることに鑑みると、利用者料金が接続料の水準を下回ることは、一般的には公正競争上適切ではないと考えられる。

(略)

・よって、指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者において定額的な利用者料金を設定している部分については、適切な方式によりこれを下回る水準で定額の接続料が設定される必要があると考えられる。具体的な算定の方式については、適切な平均保留秒数などについての検討を含め、今後検討を進めていく必要がある。

【第一次答申(草案)～P.31～】

弊社意見等

- 第一次答申草案の考え方に記すように、接続料が利用者料金を決して上回ることがないように算定方式を検討していく必要があると考えます。

3 接続料と利用者料金との関係 ～(2)事業者向け割引料金(キャリアズレート)の拡大～

原案

第IV章 接続料と利用者料金との関係

第2節 事業者向け割引料金(キャリアズレート)の拡大

3 考え方

(2) そのためには、近く実現される予定である専用線の事業者向け割引料金についての社会的な評価に留意しつつ、専用線と公衆網との異動なども十分検討した上で、公衆網における事業者向け割引料金(キャリアズレート)の設定についての具体的な考え方を整理し、その実現を図る必要があり、引き続き審議会において詳細な検討を進める必要がある。

【第一次答申(草案)～P.34～】

弊社意見等

- 東西NTTが提供する事業者向けの割引料金(キャリアズ・レート)については、合理的で非差別的な提供条件であることを担保する必要があると考えます。
- 東西NTTの地域通信網における事業者向けの割引料金(キャリアズ・レート)の導入については、地域通信市場の競争の進展において有効な手段であると考えます。
- 従って、当該キャリアズレートには、電話／ISDNにおける加入者回線部分(各種付加サービスを含む基本料金等)も含まれる必要があると考えています。この際、競争事業者が市場参入可能となるよう、当該キャリアズレートとお客様料金の逆転が生じないようにしていただきたいと考えます。

4 その他 ～(1)接続関連費用の負担の考え方～

原案

第IV章 その他

1 接続関連費用の負担の考え方(現行の網改造料によって費用が負担されている機能について)

現在、接続料には、各事業者の利用に応じて費用を負担する「網使用料」と、特定事業者が個別に負担する「網改造料」との区分があるが、これらの区分の妥当性をこれまでの実績等も参考にして再検証し、どこまでを利用に応じた負担とするかについて今後検討する必要がある。

【第一次答申(草案)～P.35～】

弊社意見等

- 前回の意見でも述べさせていただきましたが、基本機能の定義が明確化されていないため、現在でも以下の設備について、NTTとの間で問題となっております。

具体的問題点

- ・DSM-I【別添資料参照】
- ・多数事業者間インタフェースを利用した接続形態における事業者間精算機能
(精算情報に基づく、アクセスチャージ請求を適正な事業者に区分する機能)
- 従って、以上2点の設備につきましては、今後具体的スケジュール等を取り決めていただき、早急に接続ルールの中で基本機能か否かについて、明確にしていきたいと考えます。
- また、今後このような問題が起こらないように、基本機能の定義を明確化する必要があると考えます。

4 その他 ～(2)接続制度の定期的な見直し～

原案

第IV章 その他

4 接続制度の定期的な見直し

接続制度の見直しについては、電気通信分野の変化の激しさに鑑み、今後定期的に見直しを行う必要がある。次回の見直しを何時行うかについては最終答申までに結論を得ることが適当である。

【第一次答申(草案)～P.35～】

弊社意見等

- 例えば、光ファイバのアンバンドル等の重要課題であると考えられるものについては、毎年度見直し、それ以外の問題については、2年に1度見直す等の期間の短縮が必要と考えます。また、これに伴ない、新たな**法的整備**も必要と考えます。

政府は、この法律の施行後三年を目途として、接続に係る新法の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、接続に係る制度について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【電気通信事業法 附則第十五条】

- 前回の弊社意見(「接続ルールの見直しについて(平成12年10月23日付)」～P.23～)でも述べさせていただきましたが、現行の接続ルール上の「早急に見直すべき問題が生じた場合には、次回の見直し時期を待たずに、個別に対応していく必要がある。」については、より公正な競争を図るためにも、引き続き担保すべきと考えます。

5 接続ルールの見直し

接続ルールについては、定期的に見直すこととし、次回の見直し時期については、今般の接続ルールによる会計データに基づく接続料金の算定が平成11年度に行われる見込みであることから、平成12年度を目途に行うことが適当である。なお、早急に見直すべき問題が生じた場合には、次回の見直し時期を待たずに、個別に対応していく必要がある。

【接続の基本的ルールの在り方について 答申 -P30- (平成8年12月19日付)】

4 その他 ～(3)東西NTTの業務範囲の拡大(1／3)～

原案

弊社意見等

- 「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての特別部会」において東西NTTの業務範囲について議論されていますが、東西NTTの業務範囲の拡大を議論するのであれば、弊社のこれまでの主張に加え、実態として地域通信市場の競争を促進させるため、接続ルール見直しの際に、例えば次頁、次々頁の項目についても、実現していただきたいと考えます。(既に主張しているものの、実現していない項目も含まれています。)

4 その他 ～(3)東西NTTの業務範囲の拡大(2/3)～

大項目	小項目	主な規定内容	出典
管路	アクセスの義務	・公益事業者（地域電話会社、電力、ガス、水道、蒸気等。ただし、鉄道、協同組合、連邦政府、州政府は除く。）は自らが所有し又は支配する電柱、管路、導管、又は公道使用权への非差別的なアクセスを提供しなければならない。	通信法 第224条a(1)
	容量の拡張	・管路などへのアクセスの請求に対し、非差別的に容量を拡張するためのあらゆる合理的な手段を執らなければならない。	FCC 96-325 第1162-1163節
	リザーブの禁止	・既存の地域電話会社が新規地域電話事業者の現在の需要を超えて既存の地域電話会社の将来的な需要に優位にスペースをリザーブすることを許可するような行為は差別的であり、通信法224条(f)(1)によって禁止される。	FCC 96-325 第1170節
	コスト算定	・料金は、上限が完全配賦費用、加減が追加費用の範囲で、歴史的原価を用いる。	FCC 98-20第122節
コロケーション	情報開示	・ILECは、要求から10日以内にコロケーション可能なスペース量、コロケーション事業者数、コロケーション・スペースを増やすための方法等を示す報告書を提出しなければならない。また、物理的コロケーション用のスペースがなくなってから10日以内に満室状況をインターネット上で公開すること。	FCC規則第 51.321条(h)
	スペースの割当て	・ILECは、自社の将来における具体的な使用のために限定されたフロアスペースを確保することができるが、将来使用するコロケーションをリザーブする他事業者に適用する条件に比べ自社に有利な条件で、将来使用するスペースをリザーブしてはならない。	FCC規則第 51.323条 (f)(4)
		・ILECは、州委員会に証明した場合を除き、スペース不足の理由で、仮想的コロケーションの要請を拒否する前に、将来の使用に留保しているスペースを放棄しなければならない。	FCC規則第 51.323条(f)(5)
		・ILECは、要請により、コロケーション用スペースを拡張するため古びた設備や未使用になった設備を取り除かなければならない。	FCC規則第 51.323条(i)
設備	信号路網	・競争事業者は、設備用の棚（rack or bay）をコロケートするのに足りるほどの増加量だけを購入することができる。	FCC規則第 51.323条(k)(1)
		(i)信号路網は共通信号リンク及び信号中継点を含むが、それに限定されない。 (ii)要請する電気通信事業者が既存の地域電話会社からアンバンドルされた交換機能を購入する場合、その既存の地域電話会社は、自社自身のためにアクセスを取得する方法と同じ方法で、当該交換機からその既存の地域電話会社の信号路網へのアクセスを提供しなければならない。	FCC規則第 51.319条 (e)(1)

4 その他 ～(3)東西NTTの業務範囲の拡大(3/3)～

大項目	小項目	主な規定内容	出典
設備	呼関連データベース	(i)呼関連データベースは、料金請求・徴収、又は電気通信サービスの伝送、ルーティングもしくはその他の提供のために信号路網で使用される、オペレーション支援システム以外のデータベースと定義されている。 (ii)信号路網による交換の照会及びデータベースの応答のために、既存の地域電話会社は、アンバンドルされたデータベースへ接続された信号中継点での物理的なアクセスによって、回線情報データベース(Line Information Database)、市外無料通話データベース(Toll Free Call Database)、ダウンストリーム番号ポータビリティ・データベース、及びAINデータベース(Advanced Intelligent Network Database)などの自社の呼関連データベースへアクセスを提供しなければならない。	FCC規則第51.319条(e)(2)
	サービス管理システム	(A)サービス管理システムとは、公衆交換網の一部でないコンピュータ・データベース又はシステムと定義されており、次のことなどを行う。 (1)サービス制御点へ相互接続し、このサービス制御点へ網交換機が通話进行处理し接続するのに必要な情報及び呼処理命令を送信する。 (2)通話の処理及び接続に関するデータを入力し蓄積する能力を電気通信事業者へ提供する。 (B)既存の地域電話会社は、要請する電気通信事業者に対し、同社の特定のサービス管理システムへの入力に関連した情報を、正しく入力するために必要な情報、若しくは入力のためのフォーマットと共に提供しなければならない。	FCC規則第51.319条(e)(3)
情報	加入者リスト情報	(b)項、(c)項及び(d)項の規定にかかわらず、電話交換サービスを提供する電気通信事業者は、時宜を得た、かつ、アンバンドルされた方式で、当該サービスを提供する者としての資格で収集した加入者リスト情報をいかなる形式であれ番号簿を出版する目的のために要請があれば、非差別的で妥当な料金その他の条件により、いかなる者にも提供しなければならない。 加入者リスト情報とは、 ・通信事業者の加入者の番号簿掲載氏名、当該加入者の電話番号、住所もしくは主たる広告区分(当該サービスの開始時に指定された区分)、又は当該番号簿掲載氏名、番号、住所若しくは区分の組合せを示す情報【第222条(f)(3)(A)】 ・いかなる形式であれ電話番号簿として、当該通信事業者又はその関連会社が発行し、発行させ、または発行のために受領した情報【第222条(f)(3)(B)】	通信法第222条(e)

OSSや情報については、その詳細等について、今後、議論する必要があります。

接続ルールの見直しについて

平成12年10月23日

株式会社ディーディーアイ

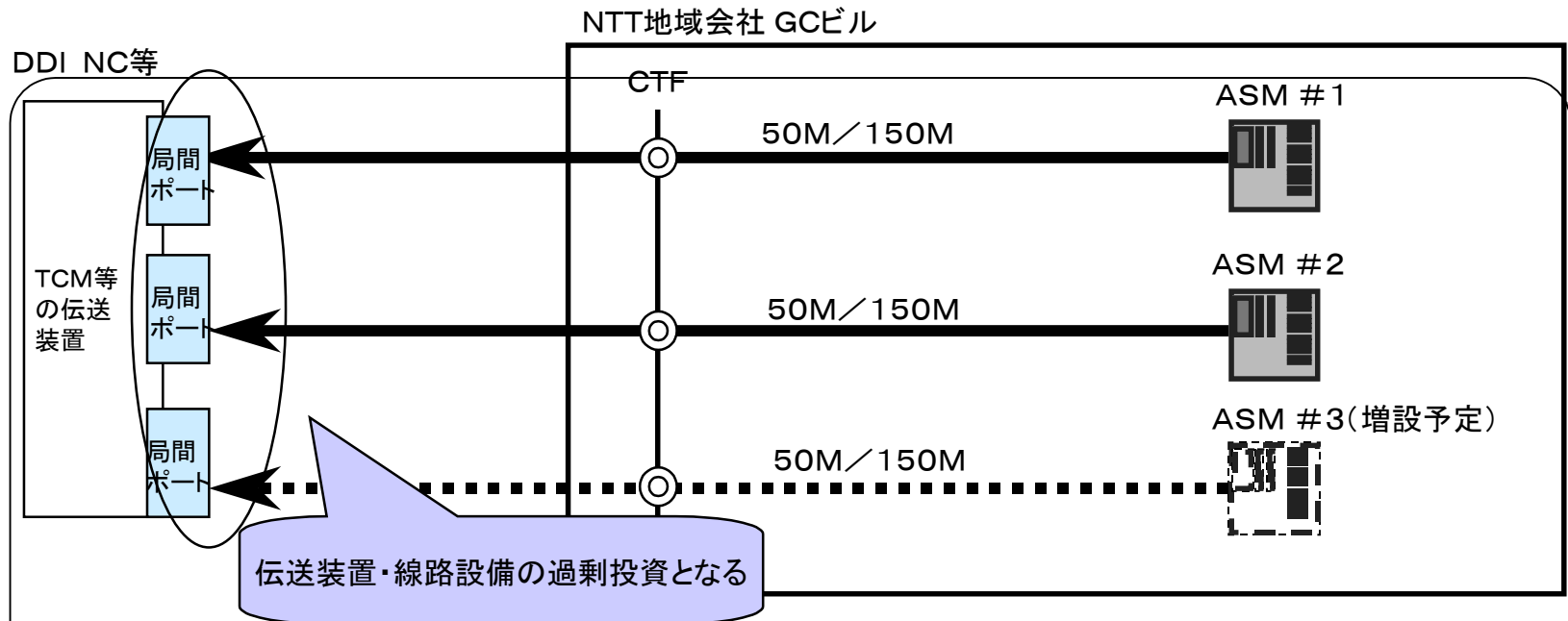
弊社の意見等

以下のとおり、DSM-Iについては基本機能インタフェースとして整理されるべきと考えます。

- 比較的需要の少ない呼を収容するASMユニットの場合、ASMユニット毎に光芯線を直結する接続形態は大変非効率であり、弊社共事業者側が大きな負担を強いられることとなります。これはNTT地域会社が事業者との相互接続のためのインタフェース条件を十分整備していないことが原因と考えられます。(詳細は次頁参照)
- DSM-Iを介し複数ASMと接続する形態は当然あるべき接続形態であり、事業者側からの要望によりNTT地域会社が個別に対応するべき性質のものではないと考えます。
- 従って、DSM-Iを基本機能インタフェースとし、事業者がDSM-Iを介し複数ASMと接続する形態についても選択できるよう整理されることを要望致します。
- また、DSM-Iが基本機能インタフェースとして整理されることにより、今後弊社のみならず他の事業者も効率的な設備・コストでNTT地域会社とGC接続を行えるようになると思います。

10 基本機能の範囲 ～(2)DSM-Iの扱いについて(2/2)～

KDDI自前伝送路により接続するGCビルに設置されるASMとの接続構成について
【NTT地域会社の考える基本的な接続形態】: ASM毎に個別に光芯線(50M/150M)を直結



上図の接続形態について、弊社では以下のとおり考えます。

弊社の意見等

- 当面、比較的需要が少ない呼(PHS/ISDN呼)を収容するASMについても50M/150Mの大容量で接続しなければならず、設備効率が悪くなっています。
- 新規にASMユニットが増設される度に設備対応が必要と考えます。
- 比較的需要が大きい呼(アナログ呼)を収容するASMについては、費用対効果を考慮のうえ上図の形態で接続する可能性があります。